

(案)

熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)

都市計画御代志第二地区地区計画を次のように決定する。

名 称	御代志第二地区地区計画	
位 置	合志市御代志字平ノ窪2091番2 他2筆	
面 積	約0.6ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は合志市の中西部に位置し、周辺には住宅地が形成され、合志市役所西合志庁舎、西合志中学校、図書館などの公共施設がある地域である。また、南側で造成された地区計画とも隣接し、住宅地としての利用が進んでいる地域でもあるので、周辺と調和のとれた土地利用を図るために、本地区に良好な居住環境の形成を計画的に誘導し、以上のような課題に対応した土地利用、さらに本市の活性化を図っていくことを目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、区域西側市道を幅員6mの接続道路とする。また、幅員6mの街区道路を区域内に計画し、接続道路と東側市道に接続する。 公園を区域内の南東側に配置する。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

(案)

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道 路	道路延長 接続道路 街区道路	合計約218m 幅員6m 幅員6m
		公 園	公 園	約320㎡の公園を、地区内に設ける。
区	建 築 区 分	区 分 の 名 称	一 般 住 宅	
		区 分 の 面 積	約0.4ha 計画面積中住宅地の面積	
整 備	物 等 関 係	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅に限る	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る
		建築物の敷地面積の最低限度	230㎡	
計 画	事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
		建築物の高さの最高限度	10m以下	
画 事 項	事 項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門は、隣地及び道路の境界までの距離を1m以上とする	
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備 考				

区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり